

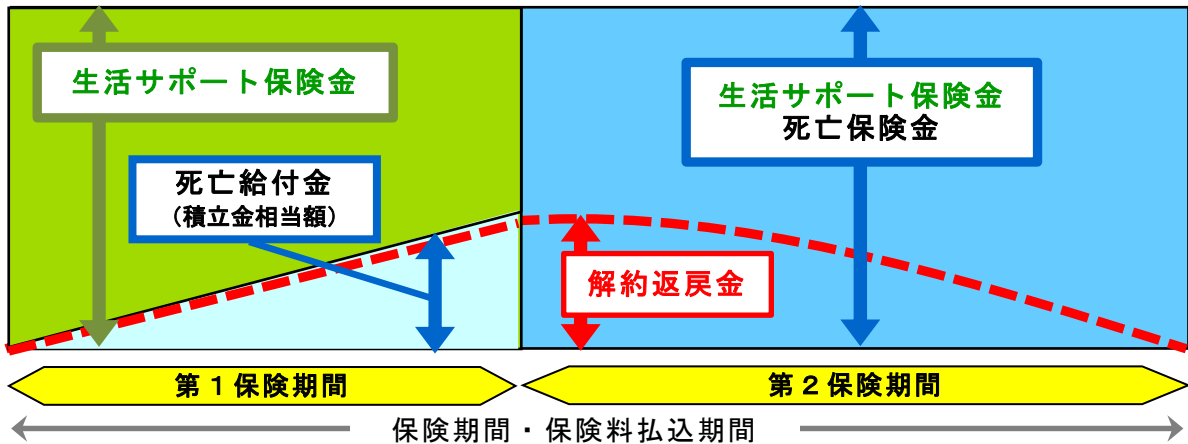
法人向け商品「生活障害保障定期保険」の発売について

明治安田生命保険相互会社（執行役社長 根岸 秋男）は、2018年2月2日から、法人向け商品「生活障害保障定期保険」＜5年ごと配当付生活障害保障定期保険＞を発売します。

「生活障害保障定期保険」は、「所定の日常生活制限状態」と「万一」の場合の事業保障資金から勇退時の生存退職慰労金の財源の準備まで、経営者の幅広いニーズにお応えするために開発した商品です。

「生活障害保障定期保険」のしくみ・主な特徴

契約年齢20～70歳



ポイント
①

保険期間を通じて「所定の日常生活制限状態」に備えるとともに、第2保険期間は同額の死亡保障をご準備いただけます。

ポイント
②

ご解約時の返戻金を生存退職慰労金等の財源として活用いただけます。また、「ご契約者貸付制度」を利用し、保障を継続しながら緊急時の資金ニーズにも対応できます。

ポイント
③

ご契約時に保険期間や第1保険期間を所定の範囲内で選択できるほか、保険金の年金受取や払済保険への変更等、法人の事業計画等に柔軟に対応できます。

ポイント
④

ご加入にあたり、所定の保険金額以内、かつ5つの告知項目のすべてに該当しないとき、医師の診査等は不要です。

＜「所定の日常生活制限状態」とは＞

- 身体障害者障害程度等級表の1級・2級の身体障害者手帳の交付＜身体障害者福祉法に一部連動＞



事故で下半身完全運動麻痺



心臓への人工弁移植 など

- 要介護3以上＜公的介護保険制度に連動＞

- 所定の身体障害表の第1級の障害状態（高度障害状態）
- 片側半身の障害
- 寝たきりまたは認知症による要介護状態が180日継続



糖尿病・高血圧の合併症で両眼失明



喉頭がんで声帯全摘出



脳卒中で片側半身完全運動麻痺 など

当社は、今後も引き続き、お客さまへ「確かな安心を、いつまでも」お届けするために、「お客さま志向の商品」の充実に取り組んでまいります。

「生活障害保障定期保険」の概要

(1) 保障内容

種類	支払事由	支払額	受取人
生活サポート 保険金	被保険者が、責任開始時以後に発病した疾病または発生した傷害によって、責任開始時から保険期間満了時まで日常生活制限状態に該当したとき	生活 サポート 保険金額	被保険者 (ただし、契約者および死亡保険金受取人が法人の場合は、死亡保険金受取人である法人に支払う)
死亡給付金	被保険者が責任開始時から第1保険期間の満了時まで死亡したとき	積立金相当額 (注1)	死亡保険金 受取人
死亡保険金	被保険者が第2保険期間中に死亡したとき	生活サポート 保険金額と同額	

(注1) 死亡給付金を支払う際に、すでに生活サポート保険金の支払事由が発生していた場合は、生活サポート保険金と同額の金額を支払います。また、死亡給付金額は、多くの場合、お申込みいただいた保険料の累計額よりも少ない金額です

(※1) 生活サポート保険金、死亡給付金、死亡保険金は重複して支払いません

(※2) 不慮の事故により当社所定の身体障害表の第2級・第3級の障害状態に該当したときは、その後の保険料の払込みを免除します

(2) 主な取扱い

契約年齢範囲	20～70歳（満年齢方式）
生活サポート保険金額の範囲	2,000万円～30,000万円
契約者貸付	取り扱う（注2）
払済保険への変更	取り扱う（注3）

(注2) 解約返戻金の80%まで取り扱います。ただし、保険期間満了日までの期間が6年未満の場合は取り扱いません

(注3) 保険期間は終身、保障内容は死亡・高度障害保障へ変更されます

(3) 保険料例

●生活サポート保険金額10,000万円、新年掛の場合（2017年12月21日時点）

契約年齢	保険期間・ 保険料払込期間 満了年齢	第1保険期間	保険料	
			男性	女性
40歳	72歳	10年	2,202,400円	1,315,700円
	98歳		3,240,800円	2,724,500円
50歳	77歳		3,320,200円	2,032,200円
	98歳		4,347,100円	3,592,700円
60歳	82歳		5,076,200円	3,357,000円
	98歳		6,029,600円	4,979,600円

このニュースリリースは保険募集を目的としたものではありません。詳細は、商品発売以降、ご案内パンフレット等でご確認ください。